

<令和6年度版>

利用者・従業員の皆様へ

株式会社ナーチャーハーツ  
代表取締役 白神 淳

## 暴風・特別警報が発令された場合の緊急措置について

台風などにおける暴風警報・特別警報に備えての対応を安全確保の為、次のように取り決めます。

※ 下記の内容は、暴風警報・特別警報以外の警報には適応されません。

### 【警報発令時の措置】

#### **始業前に暴風警報・特別警報が発令された場合**

- (ア) 警報が解除されるまで、自宅にて待機する。
- (イ) 午前7時までに解除された場合は、平常どおり開所する。
- (ウ) 午前7時を過ぎてから午前11時までに解除された場合は、解除後1時間を経てから始業開始とする。  
※但し、11時の解除の場合は12時始業開始となるため15分休憩のみでお昼休憩はなしとします。
- (エ) 午前11時を過ぎてから解除された場合は、臨時休業とする。  
※但し、他の休日と振替えをし、勤務日数の確保に努めます。

#### **就業中に暴風警報・特別警報が発令された場合**

- (ア) 安全を確保するため、状況を見ながら判断し速やかに帰宅する。
- (イ) 避難情報「避難指示」「緊急安全確保」が発令された場合  
解除されるまで待機します。但し、周辺の安全が確認できた場合のみ本人が望む場合は帰宅も検討します。